

おけとの住まい

◎各助成制度を利用したい方は、必ず着手前(工事などを始める前)に受付窓口へ申請をお願いします。



森と住まいの支援補助金

定住の奨励と森林資源循環活用型住宅の普及促進を図るため、町内に住宅を新築または中古住宅を取得し、10年以上居住しようとする場合、補助基本額に下記加算額を加えて費用の一部を助成します。

- 🏠 町内の森林認証林より生産された材を30%以上使用した場合 **50万円**
- 🏠 町内のプレカットセンターで加工した材を使用した場合 **50万円**
- 🏠 同居する18歳未満の子どもがいる場合、子ども一人につき **25万円** **10万円**
- 🏠 町外者または町外より転入して3年以内に申請し、住宅完成または取得時に町内に住所を有する場合 **50万円** **20万円**

一棟あたりの補助基本額

住宅建設

50万円

を補助

床面積70㎡以上

中古住宅取得

取得費用の**20%**

を補助※

上限50万円

※中古住宅に関しては、空き家等の情報登録をしている住宅。補助金総額が売買金額を超える場合は、売買金額が上限。

受付窓口 施設整備課 建築係

増改築・リフォームの支援

住宅の増改築や修繕・除却などを行う場合、また高齢者や障がい者の方々が、安全で快適な住宅生活を送るための住宅改修や住環境の向上など、生活環境に応じた支援を行います。

住宅改修奨励金交付制度

<p>一般住宅</p> <p>改修工事費用の20%</p> <p>限度額 50万円</p>	<p>空き家等住宅(改修)</p> <p>改修工事費用の50%</p> <p>限度額 100万円</p>	<p>空き家等住宅(除却)</p> <p>改修工事費用の20%</p> <p>限度額 50万円</p>
--	---	--

※ 工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記費用の2分の1とします。
 ※ 一般住宅に関しては、置戸町商業振興会発行の商品券で交付します。
 ※ 中古住宅に関しては、空き家等の情報登録をしている住宅の所有者、借入者または購入者が対象です。

受付窓口 まちづくり推進室 地域振興係

高齢者等住宅改修費助成制度

受付窓口 地域福祉センター 高齢者福祉係

設備設置の支援

下記の設備を新たに設置するための費用を一部支援します。
 ※申請期限があります。お早めにご相談ください。

- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

受付窓口 町民生活課 住民生活係

空き家等情報登録制度

町は空き家を「貸したい・売りたい」、「借りたい・買いたい」という双方の橋渡しをします。個人の所有物である空き家を地域資源として活用するために、住まなくなった家をお持ちの方や空き家をお探しの方は、ご連絡ください。

受付窓口 まちづくり推進室 地域振興係

関係機関 連絡先

名称	所在地	電話番号
置戸町役場		
● まちづくり推進室	地域振興係 置戸町字置戸181番地	52-3312
● 町民生活課	住民年金係	置戸町字置戸181番地 52-3315
	医療給付係	
	住民生活係	
● 総務課	防災係 置戸町字置戸181番地	52-3311
● 施設整備課	建築係 置戸町字置戸181番地	52-3314
● 地域福祉センター	社会福祉係	置戸町字置戸246番地の3 52-3333
	健康推進係	
	高齢者福祉係	
	包括支援係	
置戸町教育委員会		
● 学校教育課	置戸町字置戸181番地	52-3316

名称	所在地	電話番号
置戸町教育委員会		
● 社会教育課	置戸町字置戸245番地の1 置戸町中央公民館	52-3075
● オケクラフトセンター森林工芸館	置戸町字置戸439番地の4	52-3170
● 置戸町立図書館	置戸町字置戸445番地の2	52-3202
その他 行政機関等		
● 北見児童相談所	北見市東陵町36番地の3	24-3498
● 置戸町社会福祉協議会	置戸町字置戸246番地の3	52-3347
● 置戸町交通安全協会	置戸町字置戸456番地の1	52-3518
認定こども園		
● 置戸町こどもセンターどんぐり	置戸町字置戸398番地の85	52-3851
学童保育		
● 放課後児童クラブ「くるみの会」	置戸町字置戸245番地の1 置戸町児童センター	52-3808